

<個人・医療法人>

A11 スタッフの通常の給与に加算して支給する、通勤手当や通勤定期券およびマイカー等の費用などは、一定の限度額までは非課税となっています。

(1) 電車やバスといった公共交通機関のみを利用して通勤している場合

非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額となります。ただし、1か月あたり10万円が限度額となります。

(2) マイカーなどで通勤している場合

非課税となる1か月あたりの限度額は、片道の通勤距離に応じて、次のように定められています。

片道距離	1ヶ月の非課税限度額
2km未満	全額課税
2km以上 10km未満	4,100円
10km以上 15km未満	6,500円
15km以上 25km未満	11,300円
25km以上 35km未満	16,100円
35km以上 45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

(3) 公共交通機関のほかに、マイカーなども使って通勤している場合

非課税となる限度額は、上記(1)と(2)とを合計した金額ですが、1か月あたり10万円が限度額となります。

(4) 非課税超過額

1か月あたりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券を支給する場合には、その超える部分の金額は、そのスタッフの給与として課税されます。